

○大府市パラアート協賛展示事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者アーティスト（以下「パラアーティスト」という。）による作品の制作を通じて障がい者の社会参加を促進し、パラアーティストの経済的・社会的自立を支援するとともに、障がい者アート（以下「パラアート」という。）に対する理解を事業者等に広め、障がい福祉を通じた企業の地域貢献活動を推進することにより、障がい及び障がい者に対する理解を深め共生社会の実現に資するため、市役所庁舎において事業者等による協賛を受けたパラアートの展示（以下「協賛展示」という。）を行う大府市パラアート協賛展示事業について、必要な事項を定めるものとする。

(協賛者)

第2条 協賛展示においてパラアートへの協賛（以下「協賛」という。）を行う者は、次の各号のいずれかに該当する団体でなければならない。

- (1) 大府市に事業所等を有する者
- (2) 大府市障がい者雇用事業所連絡協議会の会員
- (3) その他市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、協賛を行うことができない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 公序良俗に反する等社会的に非難を受けるもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体について宣伝し、支持し、又は反対するもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有するもの
- (5) その他市長が協賛を許可することが不適當であるもの

(展示作品)

第3条 協賛展示により展示する作品（以下「展示作品」という。）は、次の各号のいずれかに該当する障がい者の個人又は団体が制作した作品とする。

- (1) 大府市内に在住し、在勤し又は在学する者
- (2) 大府市内の障がい福祉サービス事業所又は福祉事業所を利用する者
- (3) その他市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する作品は、展示することができない。

- (1) 公序良俗に反する等社会的に非難を受けるもの
- (2) 特定の宗教又は政治団体について宣伝し、支持し、又は反対するもの
- (3) 国民又は市民の間で広く議論が分かれている事象を主題としているもの
- (4) 私的な利益又は商業宣伝を目的としているもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員

と関係を有する者が制作したもの

- (6) その他市長が協賛展示を許可することが不相当であるもの
(展示場所、展示期間等)

第4条 展示作品を展示する場所は、大府市役所1階南玄関前のギャラリーparart（以下「展示場所」という。）とする。

2 協賛展示を行う期間（以下「展示期間」という。）は、3か月間とする。

3 市は、展示期間中、展示場所及び市公式ウェブサイトにおいて、当該展示作品に協賛している団体を紹介する掲示を行うものとする。

（協賛金）

第5条 協賛は、展示作品の作者への協賛金の提供をもって行うものとし、その金額は、1展示期間につき15,000円とする。

2 当該展示期間中の展示作品の作者が複数の個人又は団体となる場合は、それぞれの作者へ提供する協賛金の合計額が15,000円となるように適切に按分するものとする。

（許可申請）

第6条 協賛展示を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、希望する展示期間の開始月の2か月前の月の末日までに大府市パラアート協賛展示申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 展示作品の写真及び展示作品の詳細が分かるもの
- (2) 申請者の事業内容等が分かる書類
- (3) 協賛展示のスケジュールが分かるもの
- (4) 大府市パラアート協賛展示事業協賛団体紹介掲示内容書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（許可等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、協賛展示を許可するときは協賛展示許可通知書（第3号様式）により、協賛展示を許可しないときは協賛展示不許可通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

（協賛金の提供及び展示作品の設置）

第8条 前条第1項の規定により協賛展示の許可を受けた申請者（以下「協賛者」という。）は、当該許可に係る展示作品の作者に対し、協賛金を提供するとともに、当該作者から、大府市パラアート協賛展示協賛金受領証明書（第5号様式）の交付を受けるものとする。

2 前項の規定により証明書の交付を受けた協賛者は、当該展示期間が開始する7日前までに、当該証明書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、展示作品の展示場所への搬入及び設置の日時について、協賛者に通知するものとする。

4 協賛者又は作者は、前項の規定により通知された日時に、展示作品を展示場所に搬入し、及び設置するものとする。

(許可の取消し)

第9条 市長は、協賛者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すものとする。

- (1) 許可に付された条件に違反したと認めるとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段によって許可を得たとき。
- (3) 協賛者が第2条第2項各号に掲げる事由に該当することが判明したとき。
- (4) 展示作品が第3条第2項各号に掲げる事由に該当することが判明したとき。
- (5) その他市長が許可を取り消す必要があると認めるとき。

(変更の届出等)

第10条 協賛者は、協賛展示の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 協賛展示の内容の変更に係る手続については、第6条から第8条までの規定を準用する。
- 3 協賛者は、協賛展示を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事故等)

第11条 展示作品及びその展示に必要な物品について、正常な管理状態の下で生じた不慮の事故、不可抗力等による紛失、破損、汚損、盗難等及び市管理下外での紛失、破損、汚損、盗難等に対して、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。